

# 関西学院大学 研究成果報告

2019年 11月 28日

関西学院大学 学長殿

所属：法学部  
職名：教授  
氏名：岡野祐子

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	<input checked="" type="checkbox"/> 特別研究期間 <input type="checkbox"/> 自由研究期間 <input type="checkbox"/> 大学共同研究 <input type="checkbox"/> 個人特別研究費 <input type="checkbox"/> 博士研究員 ※国際共同研究交通費補助については別様式にて作成してください。
研究課題	BrexitのEU国際私法規定に与える影響およびコモン・ロー諸国との関係
研究実施場所	大学の研究室及び自宅
研究期間	2019年 4月 1日 ～2019 年 9月 19日（春学期）

## ◆ 研究成果概要 （2,500字程度）

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

### 1. 問題の所在

連合王国における2016年の国民投票がもたらしたEU離脱（Brexit）の決定は、国際私法分野においても大きな影響を与えることが懸念されている。すなわち、1968年のブラッセルI条約を端緒としてその後、発展的に制定されてきた種々のEU国際私法統一規則は、これまでEUの一加盟国としての連合王国に適用されてきたが、今後EU非加盟国となった連合王国にはどのような対応がなされるのかという問題である。この点については、連合王国のEU離脱決定直後から、EUの国際私法研究者が注目し懸念を示してきた。

他方で、EU非加盟国であるわが国の視点からも、連合王国がEUを離脱しEU非加盟国になることは興味深いものがある。第一に、国際私法に関するEUの種々の統一規則は、「内向きの規範」の性質を持つと従来から指摘されており、EU非加盟国が関わる事案にもそれを何ら考慮することなく同規則が機械的に適用されているとの批判がなされていたことである。第二に、連合王国はブラッセルI条約加盟の時点から、特に国際裁判管轄を規律するEU国際私法規則の問題点を指摘し、ヨーロッパ司法裁判所（ECJ）に同規則の解釈を先行付託するなどの行動を起こしてきたことである。これは、EU国際私法規則が基本的に大陸法系の構造を有しており、連合王国の（特にイングランドの）従来のコモン・ローのルール、すなわち管轄について裁判所の大きな裁量権を認めるルールとは大きく異なることに一因があるとされる。連合王国が指摘した問題点の中には、EU非加盟国がかかわる事案へのEU国際

裁判管轄規則の硬直的な適用に対する批判も含まれていた。連合王国と歴史的につながりの深いコモンウェルス諸国（＝EU非加盟国）が関わる事案においても、被告が連合王国内に住所を有している場合にはEU国際私法規則が「硬直的に」適用されることとなり、このことも連合王国の問題意識の背景をなすと思われる。

以上のことから、かねてよりEU国際私法規則に批判的な視点を抱いていた連合王国が自らEU非加盟国となった状況においては、EU国際私法規則が抱えるEU非加盟国への問題点がさらに顕在化することが予想される。

## 2. 研究方法

Brexitは、当初は2017年3月の連合王国からEUへの正式の離脱通告を経て、2年後の2019年3月のEU離脱が予定されていたが、それが次々と延期される状況となっている。そこで、本特別研究期間においては、連合王国が指摘した問題点の一部がその改正案において反映された、国際裁判管轄に関する2015年のブラッセルI改正規則（以下Recast）を対象とし、その改正された点、および残された問題点を、連合王国での議論に焦点をおきつつ分析、検討することとした。

## 3. 研究内容

本研究では、Recastの33条、34条の問題点を取り上げた。ブラッセルI規範（ブラッセルI条約、同I規則、同I改正規則（Recast）へと発展した一連の規範）とEU非加盟国との関係については、連合王国からの先行付託によりなされたECJの2005年のOwusu判決の後、①当事者間にEU非加盟国での専属的管轄合意がある場合、②EU非加盟国が専属管轄となる場合、③EU非加盟国の裁判所で同一訴訟原因・同一当事者間の訴訟がすでに開始している場合に、加盟国裁判所は訴訟を引き受けねばならないか、という問題が残された。Recast制定に際し、連合王国代表の意見も一部採用されたが、結果としてRecast 33条（および関連訴訟についての34条）が解決したのは③のみである。すなわち33条1項は、③の状況において加盟国裁判所は、EU非加盟国裁判所が先に受訴し、かつ(a)EU非加盟国裁判所の判決を承認・執行しうるということが予想され、(b)「適切な司法の運営」のためにstay（中止）が必要であると判断したときには、訴訟をstayできると規定し一応の解決を示している。

他方で①②についてはRecastの規定自体に定めはない。Recastの冒頭に提示されているRecital（同規則の説明）の第(24)第2文が、上述の33条1項(b)に記される「適切な司法の運営」について、「EU非加盟国裁判所が、加盟国裁判所が専属的管轄を持つであろう状況において専属管轄を有するか否かの考慮も含まれる」と説明していることから、①②の問題は33条1項の状況、すなわちEU非加盟国での訴訟係属が先行するとき初めてRecital (24)により考慮される構成となる。そのため現状のRecastの規定では例えばEU非加盟国での管轄合意があったとしても、それを潜脱される危険性が否定できない。

本研究ではこの問題につき、ECJの判例、連合王国の判例および学説を調査、分析した。(1) まずECJの判決は、Coreck判決（2000年）が、EU非加盟国裁判所での管轄合意の場合にはブラッセルI規範は適用されず、受訴裁判所所属国の国内法（国際私法規則も含む）により有効性を判断するとしている一方で、Lugano Opinion(2006年)は、Lugano条約のような条約がない限り、EU非加盟国裁判所への管轄合意は効力がないとして対立し、いずれを支持するかにつき研究者の立場が分かれることが判明した。(2) 他方でフランスのDrozが1972年に提唱した「反射的效果の法理」が注目されていることから、これを調査した。大陸法系の研究者にも支持があるとされる「反射的效果の法理」は、一定の状況においてブラッセルI規範が「反射的效果」を持つという基盤により、加盟国裁判所に管轄を拒否する権限が認められるとする。例えばRecast 24条の専属管轄や25条の専属的管轄合意に関連する要素がEU非加盟国にある場合（EU非加盟国が専属管轄地となる場合や、EU非加盟国を指定する専属的管轄合意がある場合）に、これらの24条、25条の条文が反射的效果によりEU非加盟国に管轄権を付与し、加盟国裁判所は管轄を拒否できるとする考え方である。そこには、①②の事案においてはEU規範が適用されるという前提があり、この点においてCoreck判決とは異なる。これまでにも論じられてきた、EU非加盟国がかかわる事案にブラッセルI規範と各国国内法のいずれを適用するかの境界線の問題が、この局面でも現れている。次に(3)

連合王国においてこの「反射的效果の法理」を用いて下されたKonkola判決（2005年）およびFerrexpo判決（2012年）、さらにこれらの判例に対する連合王国の学説を分析し、基本的に支持されていることを確認した。

「反射的效果の法理」によれば、①②の事案においても、ブラッセルI規範が用いられることを前提とした上で加盟国裁判所のstayが可能となり、わが国やコモンウェルス諸国（さらには将来の連合王国）などのEU非加盟国での管轄合意が保護される道を開く。①についてブラッセルI規範の対象外としたCoreck判決よりはEU加盟国側にとっても抵抗が少ないのではないかと推測される。Recastは2022年の見直しが予定されており、新Recastにおいては連合王国の判例が示すような形での、反射的效果の法理が導入されるのが望ましいと考えるが、今後の議論の行方を注目したい。

#### 4. 研究成果の発表

研究内容は、以下のように2019年9月に行われた2019年度国際法学会において報告した。またそれに先立ち、2019年7月には関西国際私法研究会においてそのプレ報告を行い、参加者との議論を踏まえて研究内容を精査した。

- ① 学会プレ報告：「Brussels I Recast—残された課題とEU非加盟国の視点からの検討—」  
関西国際私法研究会 於：京都大学 2019年7月27日
- ② 学会報告：「Brussels I Recast—残された課題とEU非加盟国の視点からの検討—」  
国際法学会2019年度研究大会（9月2日～4日：於静岡グランシップセンター）  
報告日：2019年9月4日
- ③ 学会報告概要及び質疑概要：「国際法外交雑誌」第118巻3号：国際法学会出版  
2019年11月発行予定
- ④ 依頼原稿「Brussels I Recast—残された課題とEU非加盟国の視点からの検討—」  
「国際法外交雑誌」第119巻1号：国際法学会  
2020年5月発行予定

以上

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

※個人特別研究費：研究費支給年度終了後2ヶ月以内 博士研究員：期間終了まで

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※特別研究期間、自由研究期間の報告は所属長、博士研究員は研究科委員長を経て提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。